

議会 2 月定例会議案

新潟県後期高齢者医療広域連合

議会 2 月 定例会 提出 議案

議案番号	議 件 名
1	専決処分について 専決第 3 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
3	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について
4	新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部改正について
5	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について
6	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
7	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について
8	平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について
9	平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
1 0	平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について
1 1	平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 1 号

専決処分について

下記事件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定により準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

記

専決第 3 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

専決第 3 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、新潟県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

平成 27 年 12 月 2 日専決

新潟県後期高齢者医療広域連合 連合長 篠田 昭

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新潟県市町村総合事務組合規約（平成 16 年総行市第 30 号許可）の一部を次のように変更する。

第 12 条中「教育委員会委員長」を「教育委員会教育長」に改める。

別表第 2 の 4 の項中「第 17 条第 4 項」を「第 17 条の 2 第 2 項」に、「採用及び昇任試験」を「採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験」に改め、同表 6 の項中「小千谷市」を「新発田市、小千谷市」に改め、同表 7 の項中「三条市」の次に「、新発田市」を加える。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように定める。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「平成 26 年度及び平成 27 年度」を「平成 28 年度及び平成 29 年度」に改める。

第 10 条中「平成 26 年度及び平成 27 年度」を「平成 28 年度及び平成 29 年度」に改める。

第 15 条第 1 項第 2 号中「26 万円」を「26 万 5 千円」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「47 万円」を「48 万円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 27 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正
について

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する
条例を次のように定める。

平成 2 8 年 2 月 2 8 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例（平成 2 0 年新潟
県後期高齢者医療広域連合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 2 8 年 3 月 3 1 日」を「平成 2 8 年 5 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月28日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例

(新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部改正)

第1条 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「、異議申立て」及び「、決定」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部改正)

第2条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求等

第20条第1項中「について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求」に、「当該不服申立てに対する決定」を「当該審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「当該開示決定等」を「当該行政文書の開示」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第20条に次の1項を加える。

4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項

の規定は、適用しない。

第21条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第22条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。

第3条第1号中「第20条」を「第20条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第8条第1項及び同条第3項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条第3項において同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第10条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項を削る。

第11条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは複写をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは複写に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第11条に第1項として次のように加える。

審査会は、第8条第3項、第4項若しくは前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式

その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第13条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正)

第4条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第27条の3第1項及び同条第2項中「訂正決定等」を「訂正請求に対する決定等」に改める。

第28条第1項中「前条第1項」を「第27条第1項」に改める。

第29条の2第2項中「利用停止請求」を「利用停止等請求」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求等

第33条の見出しを「(審査請求があつた場合の手続)」に改め、同条第1項中「又は利用停止等決定等」を「若しくは利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)」に、「基づく不服申立て」を「基づく審査請求」に、「決定を」を「裁決を」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等を行うこととするとき。

第33条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。

第34条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「当該不服申立てに係る開示決定等」を「当該審査請求に係る保有個人情報の開示」

に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第35条の見出しを「(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「する決定」を「する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「係る開示決定等」の次に「(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)」を加え、「当該開示決定等」を「当該審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、同条第 6 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2） 職員の人事評価の状況

第 5 条第 2 号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を次のように定める。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例（平成 19 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改め、「職員」の次に「又は職員以外の者」を加える。

第 2 条第 1 号中「離れて」の次に「旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて」を加える。

第 3 条第 1 項中「場合」の次に「又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、出張した場合」を加え、同条に次の 1 項を加える。

8 第 1 項の規定により、職員以外の者が出張した際に支給する旅費については、この条例による職員の旅費との均衡を考慮し規則で定める。

第 16 条第 2 項中「20 円」を「22 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）について

平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、別紙のとおりとする。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成27年度

一般会計補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 8 号別紙

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2, 5 0 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 3 1 0, 2 6 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 2 8 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1分 担 金 及 び 負 担 金		974,316	24,378	949,938
	1負 担 金	974,316	24,378	949,938
5繰 越 金		77,563	36,830	114,393
	1繰 越 金	77,563	36,830	114,393
6諸 収 入		150,951	51	151,002
	2雑 入	150,851	51	150,902
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 額		94,934		94,934
歳 入 合 計		1,297,764	12,503	1,310,267

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2総務費		1,296,375	12,503	1,308,878
	1総務管理費	1,296,121	12,503	1,308,624
補正されなかった款項にかかる額		1,389		1,389
歳出合計		1,297,764	12,503	1,310,267

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	974,316	24,378	949,938
5 繰越金	77,563	36,830	114,393
6 諸収入	150,951	51	151,002
補正されなかった款にかかる額	94,934		94,934
歳入合計	1,297,764	12,503	1,310,267

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	1,296,375	12,503	1,308,878			51	12,452
補正されなかった 款にかかる額	1,389		1,389				
歳 出 合 計	1,297,764	12,503	1,310,267	0	0	51	12,452

歳 入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金	974,316	24,378	949,938
1 負担金	974,316	24,378	949,938
1 市町村負担金	974,316	24,378	949,938
5 繰越金	77,563	36,830	114,393
1 繰越金	77,563	36,830	114,393
1 繰越金	77,563	36,830	114,393
6 諸収入	150,951	51	151,002
2 雑入	150,851	51	150,902
1 雑入	150,851	51	150,902
歳 入 合 計	1,202,830	12,503	1,215,333

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 事務費負担金	24,378	共通経費負担金 24,378
1 繰越金	36,830	前年度繰越金 36,830
1 雑入	51	特別対策補助金精算金 51

歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1,296,375	12,503	1,308,878			51	12,452
1 総務管理費	1,296,121	12,503	1,308,624			51	12,452
1 一般管理費	1,296,121	12,503	1,308,624	(他) 雑入		51 51	12,452
歳 出 合 計	1,297,764	12,503	1,310,267	0	0	51	12,452

(単位：千円)

-8-

議案第 9 号

平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 2 号) について

平成 27 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
は、別紙のとおりとする。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成27年度

後期高齢者医療特別会計

補正予算書（第2号）

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 9 号別紙

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 7, 3 7 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 6 6, 9 0 8, 6 6 5 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 8 年 2 月 2 8 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 県 支 出 金		21,615,844	300,000	21,315,844
	2 県 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	300,000	300,000	0
7 繰 入 金		2,986,586	8,272	2,994,858
	1 一 般 会 計 繰 入 金	886,069	8,272	894,341
8 繰 越 金		6,973,314	319,099	7,292,413
	1 繰 越 金	6,973,314	319,099	7,292,413
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 額		235,305,550		235,305,550
歳 入 合 計		266,881,294	27,371	266,908,665

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1総 務 費		1,354,641	318,417	1,673,058
	1総 務 管 理 費	1,354,641	318,417	1,673,058
2保 険 給 付 費		257,816,168	300,000	257,516,168
	1療 養 諸 費	248,435,675	300,000	248,135,675
6諸 支 出 金		7,080,580	8,954	7,089,534
	1償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	7,080,579	8,954	7,089,533
補 正 さ れ な か っ た 款 項 に か か る 額		629,905		629,905
歳 出 合 計		266,881,294	27,371	266,908,665

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	21,615,844	300,000	21,315,844
7 繰入金	2,986,586	8,272	2,994,858
8 繰越金	6,973,314	319,099	7,292,413
補正されなかった款にかかる額	235,305,550		235,305,550
歳入合計	266,881,294	27,371	266,908,665

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	1,354,641	318,417	1,673,058			8,272	310,145
2保 険 給 付 費	257,816,168	300,000	257,516,168	300,000			
6諸 支 出 金	7,080,580	8,954	7,089,534				8,954
補正されなかった 款にかかる額	629,905		629,905				
歳 出 合 計	266,881,294	27,371	266,908,665	300,000	0	8,272	319,099

歳入

[illegible]

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
1 県 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	300,000	県財政安定化基金交付金 300,000
1 事 務 費 繰 入 金	8,272	事務費繰入金 8,272
1 繰 越 金	319,099	前年度繰越金 319,099

歲出

款		補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
項	特 定 財 源				一 般 財 源			
目	国県支出金					地 方 債	そ の 他	
1 総務費		1,354,641	318,417	1,673,058			8,272	310,145
1 総務管理費		1,354,641	318,417	1,673,058			8,272	310,145
1 一般管理費		1,354,641	318,417	1,673,058	(他) 事務費繰入金		8,272 8,272	310,145

1 総務費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	8,272	001 業務一般管理事務費 8,272 派遣職員人件費等負担金 8,272
25 積立金	310,145	005 医療財政調整基金経費 310,145 医療財政調整基金積立金 310,145

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	257,816,168	300,000	257,516,168	300,000			
1 療養諸費	248,435,675	300,000	248,135,675	300,000			
1 療養給付費	240,338,267	300,000	240,038,267	300,000 (県) 県財政安定化基金交付金		300,000	

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	300,000	001 療養給付費 300,000 療養給付費 300,000

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	7,080,580	8,954	7,089,534				8,954
1 償還金及び還付加算金	7,080,579	8,954	7,089,533				8,954
1 保険料還付金	25,000	7,800	32,800				7,800
2 償還金	7,055,182	554	7,055,736				554
3 還付加算金	397	600	997				600
歳 出 合 計	266,881,294	27,371	266,908,665	300,000	0	8,272	319,099

(単位：千円)

-12-

議案第 10 号

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、別紙のとおりとする。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成28年度

一般会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 10 号別紙

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 976,947 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		973,393
	1 負担金	973,393
2 国庫支出金		3,165
	1 国庫補助金	3,165
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		388
	1 預金利子	100
	2 雑入	288
歳入合計		976,947

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		1,315
	1 議 会 費	1,315
2 総 務 費		975,532
	1 総 務 管 理 費	975,331
	2 選 挙 費	68
	3 監 査 委 員 費	133
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		976,947

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	973,393	974,316	923
2 国庫支出金	3,165	1,957,705	1,954,540
3 繰越金	1	1	0
4 諸収入	388	383	5
財産収入	0	300	300
繰入金	0	6,978	6,978
歳入合計	976,947	2,939,683	1,962,736

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1議 会 費	1,315	1,289	26				1,315
2総 務 費	975,532	2,938,294	1,962,762	3,165		288	972,079
3予 備 費	100	100	0				100
歳 出 合 計	976,947	2,939,683	1,962,736	3,165	0	288	973,494

歳 入

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
1 分担金及び負担金	973,393	974,316	923
1 負担金	973,393	974,316	923
1 市町村負担金	973,393	974,316	923
2 国庫支出金	3,165	1,957,705	1,954,540
1 国庫補助金	3,165	1,957,705	1,954,540
1 民生費国庫補助金	3,165	1,957,705	1,954,540
3 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
4 諸収入	388	383	5
1 預金利子	100	100	0
1 預金利子	100	100	0
2 雑入	288	283	5
1 雑入	288	283	5
財産収入	0	300	300
財産運用収入	0	300	300
利子及び配当金	0	300	300
繰入金	0	6,978	6,978
基金繰入金	0	6,978	6,978
臨時特例基金繰入金	0	6,978	6,978
歳 入 合 計	976,947	2,939,683	1,962,736

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 事 務 費 負 担 金	973,393	共通経費負担金 973,393
1 社 会 福 祉 費 補 助 金	3,165	特別調整交付金 2,104 後期高齢者医療制度事業費補助金（医療費適正化等推進事業分） 1,061
1 繰 越 金	1	前年度繰越金 1
1 預 金 利 子	100	預金利子 100
1 雑 入	288	職員宿舍利用者負担分 72 職員駐車場利用者負担分 216
		廃目
		廃目

歲出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	1,315	1,289	26				1,315
1 議会費	1,315	1,289	26				1,315
1 議会費	1,315	1,289	26				1,315

1 議会費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	656	001 議会運営費 1,315
9 旅費	448	議長報酬 30
		副議長報酬 24
		議員報酬 602
11 需用費	42	費用弁償 448
		食糧費 42
14 使用料及び賃借料	169	会場借上料 133
		自治会館駐車場使用料 36

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	975,532	2,938,294	1,962,762	3,165		288	972,079
1 総務管理費	975,331	2,938,040	1,962,709	3,165		288	971,878
1 一般管理費	975,331	2,938,040	1,962,709	3,165 (国) 特別調整交付金 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(医療費適正化等推進事業分) (他) 職員宿舍利用者負担分 (他) 職員駐車場利用者負担分		288 2,104 1,061 72 216	971,878

2 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 報酬	213	001 一般管理事務費	907,542
8 報償費	346	連合長報酬	60
9 旅費	957	副連合長報酬	48
11 需用費	3,167	情報公開・個人情報保護審査会委員報酬	105
12 役務費	2,211	高齢者医療研究会委員謝礼	112
13 委託料	18,042	法律相談謝礼	108
14 使用料及び賃借料	16,477	費用弁償	116
18 備品購入費	200	普通旅費	791
19 負担金、補助及び交付金	62,357	消耗品費	3,036
28 繰出金	871,361	燃料費	60
		食糧費	17
		修繕料	50
		通信運搬費	1,999
		手数料	203
		事務機器保守委託料	415
		例規保守委託料	162
		広報チラシ等作成業務委託料	9,884
		文書廃棄業務委託料	106
		地方公会計導入業務委託料	3,390
		事務用ファイルサーバー移設業務委託料	162
		会場借上料	454
		タクシー使用料	48
		レンタカー使用料	360
		自治会館駐車場使用料	74
		高速道路等使用料	2,612
		駐車場使用料	3
		テレビ受信料	15
		事務室借上料	9,211
		事務機器賃借料	1,980
		事務用ファイルサーバ賃借料	229
		事務所備品購入費	200
		新潟県市町村総合事務組合負担金	66
		地方公共団体情報システム機構負担金	45
		全国後期高齢者医療広域連合協議会分担金	60
		特別会計事務費繰出金	871,361
		002 職員派遣関係経費	63,560
		職員宿舍借上料	720
		職員駐車場借上料	740
		派遣職員人件費等負担金	62,100
		003 後期高齢者医療制度事業費	2,124
		広報チラシ等作成業務委託料	2,124
		005 特別調整交付金事業費	2,105
		医療懇談会委員謝礼	126

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
	予 算 額	予 算 額		特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

2 総務費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
		医療懇談会委員費用弁償 50 食糧費 4 医療懇談会郵送料 9 臓器提供意思表示関連委託料 648 広報チラシ等作成業務委託料 1,151 会場借上料 29 自治会館駐車場使用料 2 新潟県保険者協議会負担金 86

[illegible]

2 総務費

(単位：千円)

節		説明
区	金額	
1 報酬	58	001 選挙管理委員会費 68
9 旅費	10	委員報酬 58 費用弁償 10

[illegible]

(単位：千円)

-16-

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
1 予備費	100	100	0				100
歳 出 合 計	976,947	2,939,683	1,962,736	3,165	0	288	973,494

3 予備費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		001 予備費 予備費 100 100

給与費明細書

特別職

(単位：千円)

区分		職員数 (人)	給与費							共済費	合計	備考
			報酬	給料	期末 手当	地域 手当	寒冷地 手当	その他 手当	計			
本年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	259						259		259	
	計	43	1,023						1,023		1,023	
前年度	長等	2	108						108		108	
	議員	30	656						656		656	
	その他 特別職	11	253						253		253	
	計	43	1,017						1,017		1,017	
比較	長等	0	0						0		0	
	議員	0	0						0		0	
	その他 特別職	0	6						6		6	
	計	0	6						6		6	

備考 長等とは連合長及び副連合長をいい、その他の特別職とは長等及び議員以外の特別職をいう。

議案第 11 号

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

平成 28 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、別紙のとおりとする。

平成 28 年 2 月 28 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合長 篠 田 昭

平成28年度

後期高齢者医療特別会計予算書

付・予算に関する説明書

新潟県後期高齢者医療広域連合

議案第 1 1 号別紙

平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合
後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 5 5, 5 7 6, 3 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2 0, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

2 款保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成 2 8 年 2 月 2 8 日提出

新潟県後期高齢者医療広域連合
連合長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		40,461,887
	1 市 町 村 負 担 金	40,461,887
2 国 庫 支 出 金		87,242,075
	1 国 庫 負 担 金	61,357,503
	2 国 庫 補 助 金	25,884,572
3 県 支 出 金		21,659,505
	1 県 負 担 金	20,959,505
	2 県財政安定化基金支出金	700,000
4 支 払 基 金 交 付 金		102,874,696
	1 支 払 基 金 交 付 金	102,874,696
5 特別高額医療費共同事業交付金		56,670
	1 特別高額医療費共同事業交付金	56,670
6 財 産 収 入		1,000
	1 財 産 運 用 収 入	1,000
7 繰 入 金		2,987,256
	1 一 般 会 計 繰 入 金	871,361
	2 基 金 繰 入 金	2,115,895
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 県財政安定化基金借入金		1
	1 県財政安定化基金借入金	1
10 諸 収 入		293,287
	1 預 金 利 子	1,000
	2 延滞金、加算金及び過料	2

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 雑 入	292,285
歳 入	合 計	255,576,378

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,070,945
	1 総 務 管 理 費	1,070,945
2 保 険 給 付 費		253,729,418
	1 療 養 諸 費	244,251,243
	2 高 額 療 養 諸 費	8,369,425
	3 そ の 他 医 療 給 付 費	1,108,750
3 県財政安定化基金拠出金		102,303
	1 県財政安定化基金拠出金	102,303
4 特別高額医療費共同事業拠出金		56,920
	1 特別高額医療費共同事業拠出金	56,920
5 保 健 事 業 費		570,893
	1 健 康 保 持 増 進 事 業 費	570,893
6 諸 支 出 金		25,399
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	25,398
	2 延 滞 金	1
7 公 債 費		20,000
	1 公 債 費	20,000
8 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出 合 計		255,576,378

歳入歳出事項別明細書

総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 市 町 村 支 出 金	40,461,887	41,346,891	885,004
2 国 庫 支 出 金	87,242,075	86,277,799	964,276
3 県 支 出 金	21,659,505	21,538,730	120,775
4 支 払 基 金 交 付 金	102,874,696	105,386,684	2,511,988
5 特別高額の医療費共同事業交付金	56,670	56,670	0
6 財 産 収 入	1,000	1,700	700
7 繰 入 金	2,987,256	4,575,532	1,588,276
8 繰 越 金	1	1	0
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸 収 入	293,287	296,833	3,546
歳 入 合 計	255,576,378	259,480,841	3,904,463

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1総 務 費	1,070,945	900,629	170,316	175,015		883,263	12,667
2保 険 給 付 費	253,729,418	257,816,168	4,086,750	106,459,367		123,411,247	23,858,804
3県財政安定化基金 拠出金	102,303	100,962	1,341				102,303
4特別高額医療費共 同事業拠出金	56,920	56,920	0				56,920
5保 健 事 業 費	570,893	451,523	119,370	250,851			320,042
6諸 支 出 金	25,399	134,139	108,740				25,399
7公 債 費	20,000	20,000	0				20,000
8予 備 費	500	500	0			500	
歳 出 合 計	255,576,378	259,480,841	3,904,463	106,885,233		0124,295,010	24,396,135

歳入

款 項 目	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市町村支出金	40,461,887	41,346,891	885,004
1 市町村負担金	40,461,887	41,346,891	885,004
1 保険料等負担金	20,262,888	20,857,378	594,490
2 療養給付費負担金	20,198,999	20,489,513	290,514
2 国庫支出金	87,242,075	86,277,799	964,276
1 国庫負担金	61,357,503	62,217,757	860,254
1 療養給付費負担金	60,596,997	61,468,540	871,543
2 高額医療費負担金	760,506	749,217	11,289
2 国庫補助金	25,884,572	24,060,042	1,824,530
1 調整交付金	23,842,829	23,901,098	58,269
2 後期高齢者医療制度事業費補助金	172,256	158,944	13,312
4 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,857,170	0	1,857,170
5 社会保障・税番号システム整備費補助金	12,317	0	12,317
3 県支出金	21,659,505	21,538,730	120,775
1 県負担金	20,959,505	21,238,730	279,225
1 療養給付費負担金	20,198,999	20,489,513	290,514

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
1 保 険 料 等 負 担 金	20,262,888	保険料等負担金	20,262,888
1 現 年 度 分	20,198,999	療養給付費負担金 現年度分	20,198,999
1 現 年 度 分	60,596,997	療養給付費負担金 現年度分	60,596,997
1 高額医療費負担金（現年度分）	760,506	高額医療費負担金	760,506
1 調 整 交 付 金	23,842,829	普通調整交付金 特別調整交付金	23,442,359 400,470
1 後期高齢者医療制度事業費補助金	172,256	後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分）	172,256
1 後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,857,170	後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金	1,857,170
1 社会保障・税番号システム整備費補助金	12,317	社会保障・税番号システム整備費補助金	12,317
1 現 年 度 分	20,198,999	療養給付費負担金 現年度分	20,198,999

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
2 高額医療費負担金	760,506	749,217	11,289
2 県財政安定化基金支出金	700,000	300,000	400,000
1 県財政安定化基金交付金	700,000	300,000	400,000
4 支払基金交付金	102,874,696	105,386,684	2,511,988
1 支払基金交付金	102,874,696	105,386,684	2,511,988
1 後期高齢者交付金	102,874,696	105,386,684	2,511,988
5 特別高額医療費共同事業交付金	56,670	56,670	0
1 特別高額医療費共同事業交付金	56,670	56,670	0
1 特別高額医療費共同事業交付金	56,670	56,670	0
6 財産収入	1,000	1,700	700
1 財産運用収入	1,000	1,700	700
1 利子及び配当金	1,000	1,700	700
7 繰入金	2,987,256	4,575,532	1,588,276
1 一般会計繰入金	871,361	886,069	14,708
1 一般会計繰入金	871,361	886,069	14,708
2 基金繰入金	2,115,895	3,689,463	1,573,568
1 基金繰入金	2,115,895	3,689,463	1,573,568
8 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0
1 繰越金	1	1	0

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 高額医療費負担金（現年度分）	760,506	高額医療費負担金 760,506
1 県財政安定化基金交付金	700,000	県財政安定化基金交付金 700,000
1 現 年 度 分	102,874,696	後期高齢者交付金 現年度分 102,874,696
1 特別高額医療費共同事業交付金	56,670	特別高額医療費共同事業交付金 56,670
1 利 子 及 び 配 当 金	1,000	医療財政調整基金運用利子収入 1,000
1 事 務 費 繰 入 金	871,361	事務費繰入金 871,361
2 医療財政調整基金繰入金	2,115,895	医療財政調整基金繰入金 2,115,895

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較
9 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
1 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10 諸収入	293,287	296,833	3,546
1 預金利子	1,000	1,000	0
1 預金利子	1,000	1,000	0
2 延滞金、加算金及び過料	2	2	0
1 延滞金	1	1	0
2 過料	1	1	0
3 雑入	292,285	295,831	3,546
1 第三者納付金	280,882	282,469	1,587
2 返納金	1	2	1
3 雑入	11,402	13,360	1,958
歳 入 合 計	255,576,378	259,480,841	3,904,463

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰越金	1	前年度繰越金 1
1 県財政安定化基金借入金	1	県財政安定化基金借入金 1
1 預金利子	1,000	預金利子 1,000
1 延滞金	1	延滞金 1
1 過料	1	過料 1
1 第三者納付金	280,882	第三者納付金 280,882
1 返納金	1	返納金 1
1 雑入	11,402	電算システム回線共有負担金 11,402

歳 出

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総務費	1,070,945	900,629	170,316	175,015		883,263	12,667
1 総務管理費	1,070,945	900,629	170,316	175,015		883,263	12,667
1 一般管理費	1,070,945	900,629	170,316	175,015 (国) 特別調整交付金 150,033 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金(健康診査事業・医療費適正化事業分) 12,665 (国) 社会保障・税番号システム整備費補助金 12,317 (他) 医療財政調整基金運用利子収入 1,000 (他) 事務費繰入金 870,861 (他) 電算システム回線共有負担金 11,402		883,263	12,667

1 総務費

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
9 旅費	612	001 業務一般管理事務費	109,774
		普通旅費	612
11 需用費	6,416	消耗品費	300
		会場借上料	62
12 役務費	74,681	派遣職員人件費等負担金	108,800
13 委託料	627,184	002 医療給付経費	470,570
		印刷製本費	3,236
14 使用料及び賃借料	151,706	通信運搬費	39,312
		被保険者証等作成封入封緘業務委託料	18,119
18 備品購入費	1,841	レセプト2次点検業務委託料	97,478
		過誤処理業務委託料	12,800
19 負担金、補助及び交付金	116,980	審査支払システム手数料	33,665
		審査支払共同電算手数料	209,095
25 積立金	91,525	減額認定証作成業務委託料	3,707
		給付関係現金支給処理業務委託料	33,425
		人材派遣業務委託料	9,708
		高額介護合算療養費申請書入力業務委託料	1,845
		第三者行為求償事務受益者負担金	8,180
		003 保険料賦課経費	1,056
		消耗品費	91
		通信運搬費	25
		被扶養者情報提供料	940
		004 電算システム経費	372,688
		消耗品費	2,289
		修繕料	500
		通信運搬費	23,592
		システム構築等業務委託料	32,206
		セキュリティ業務委託料	8,866
		稼働維持支援等業務委託料	82,037
		全国町字ファイル保守業務委託料	324
		特別調整交付金（結核・精神病）支援業務委託料	59,508
		負担割合相違システム	9,881
		電算システム賃借料	151,644
		電算関係備品購入費	1,841
		005 医療財政調整基金経費	91,525
		医療財政調整基金積立金（利子分）	1,000
		医療財政調整基金積立金	90,525
		006 医療費適正化推進事業経費	25,332
		ジェネリック医薬品差額通知郵送料	11,752

1 総務費

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
		ジェネリック医薬品差額通知業務委託料 10,556 重複頻回受診者指導委託料 3,024

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 保険給付費	253,729,418	257,816,168	4,086,750	106,459,367		123,411,247	23,858,804
1 療養諸費	244,251,243	248,435,675	4,184,432	102,973,957		119,312,281	21,965,005
1 療養給付費	236,316,545	240,338,267	4,021,722	99,922,273 (国)療養給付費負担金 現年度分 56,822,129 (国)高額医療費負担金 760,506 (国)普通調整交付金 21,982,026 (県)療養給付費負担金 現年度分 18,940,711 (県)高額医療費負担金 760,506 (県)県財政安定化基金交付金 656,395 (他)療養給付費負担金 現年度分 18,940,711 (他)後期高齢者交付金 現年度分 96,466,155 (他)特別高額医療費共同事業交付 金 53,141 (他)第三者納付金 263,385		115,723,392	20,670,880
2 療養費	2,028,723	1,997,191	31,532	844,392 (国)療養給付費負担金 現年度分 487,597 (国)普通調整交付金 188,630 (県)療養給付費負担金 現年度分 162,532 (県)県財政安定化基金交付金 5,633 (他)療養給付費負担金 現年度分 162,532 (他)後期高齢者交付金 現年度分 827,787 (他)特別高額医療費共同事業交付 金 456 (他)第三者納付金 2,260		993,035	191,296
3 食事・生活療 養費	4,785,769	4,916,162	130,393	1,993,295 (国)療養給付費負担金 現年度分 1,151,035 (国)普通調整交付金 445,286 (県)療養給付費負担金 現年度分 383,678 (県)県財政安定化基金交付金 13,296 (他)療養給付費負担金 現年度分 383,678 (他)後期高齢者交付金 現年度分 1,954,097 (他)特別高額医療費共同事業交付 金 1,076		2,344,186	448,288

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	236,316,545	001 療養給付費 療養給付費 236,316,545 236,316,545
19 負担金、補助及び交付金	2,028,723	001 療養費 療養費 2,028,723 2,028,723
19 負担金、補助及び交付金	4,785,769	001 食事・生活療養費 食事・生活療養費 4,785,769 4,785,769

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
				(他) 第三者納付金 5,335			
4 訪問看護療養費	514,111	509,540	4,571	213,790 (国) 療養給付費負担金 現年度分 123,454 (国) 普通調整交付金 47,759 (県) 療養給付費負担金 現年度分 41,151 (県) 県財政安定化基金交付金 1,426 (他) 療養給付費負担金 現年度分 41,151 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 209,586 (他) 特別高額医療費共同事業交付金 115 (他) 第三者納付金 572		251,424	48,897
5 特別療養費	1	1	0	(他) 後期高齢者交付金 現年度分 1		1	
6 移送費	600	600	0	207 (国) 療養給付費負担金 現年度分 120 (国) 普通調整交付金 46 (県) 療養給付費負担金 現年度分 40 (県) 県財政安定化基金交付金 1 (他) 療養給付費負担金 現年度分 40 (他) 後期高齢者交付金 現年度分 203		243	150
7 審査支払手数料	605,494	673,914	68,420				605,494

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	514,111	001 訪問看護療養費 訪問看護療養費 514,111 514,111
19 負担金、補助及び交付金	1	001 特別療養費 特別療養費 1 1
19 負担金、補助及び交付金	600	001 移送費 移送費 600 600
13 委託料	605,494	001 審査支払手数料 審査支払委託料 605,494 605,494

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 高額療養諸費	8,369,425	8,288,343	81,082	3,485,410		4,098,966	785,049
1 高額療養費	8,177,893	8,124,470	53,423	3,405,622 (国)療養給付費負担金 (国)普通調整交付金 (県)療養給付費負担金 (県)県財政安定化基金交付金 (他)療養給付費負担金 (他)後期高齢者交付金 (他)特別高額医療費共同事業交付金 (他)第三者納付金		4,005,133 現年度分 1,966,588 760,788 現年度分 655,529 22,717 現年度分 655,529 現年度分 3,338,649 1,839 9,116	767,138
2 高額介護合算療養費	191,532	163,873	27,659	79,788 (国)療養給付費負担金 (国)普通調整交付金 (県)療養給付費負担金 (県)県財政安定化基金交付金 (他)療養給付費負担金 (他)後期高齢者交付金 (他)特別高額医療費共同事業交付金 (他)第三者納付金		93,833 現年度分 46,074 17,824 現年度分 15,358 532 現年度分 15,358 現年度分 78,218 43 214	17,911

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	8,177,893	001 高額療養費 高額療養費
		8,177,893 8,177,893
19 負担金、補助及び交付金	191,532	001 高額介護合算療養費 高額介護合算療養費
		191,532 191,532

[illegible]

2 保険給付費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	1,108,750	001 葬祭費 葬祭費
		1,108,750 1,108,750

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
3 県財政安定化基金拠出金	102,303	100,962	1,341				102,303
1 県財政安定化基金拠出金	102,303	100,962	1,341				102,303
1 県財政安定化基金拠出金	102,303	100,962	1,341				102,303

3 県財政安定化基金拠出金

(単位：千円)

節		説明
区	分 金 額	
19 負担金、補助及び交付金	102,303	001 県財政安定化基金拠出金 102,303 財政安定化基金拠出金 102,303

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 特別高額医療費 共同事業拠出金	56,920	56,920	0				56,920
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	56,920	56,920	0				56,920
1 特別高額医療 費共同事業拠 出金	56,670	56,670	0				56,670
2 特別高額医療 費共同事業事 務費拠出金	250	250	0				250

4 特別高額医療費共同事業拠出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	56,670	001 特別高額医療費共同事業拠出金 56,670 特別高額医療費共同事業拠出金 56,670
19 負担金、補助及び交付金	250	001 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 250

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 保健事業費	570,893	451,523	119,370	250,851			320,042
1 健康保持増進事業費	570,893	451,523	119,370	250,851			320,042
1 健康診査費	490,893	451,523	39,370	170,851 (国) 特別調整交付金 (国) 後期高齢者医療制度事業費補助金（健康診査事業・医療費適正化事業分）		11,260 159,591	320,042
2 その他健康保持増進事業費	80,000	0	80,000	80,000 (国) 特別調整交付金		80,000	

5 保健事業費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	490,893	001 健康診査事業費 490,893 健康診査業務委託料 455,073 歯科健診業務委託料 10,856 医療費分析業務委託料 13,704 訪問歯科健診業務委託料 11,260
19 負担金、補助及び交付金	80,000	001 その他健康保持増進事業 80,000 後期高齢者医療特別対策補助金 80,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸支出金	25,399	134,139	108,740				25,399
1 償還金及び還付加算金	25,398	134,138	108,740				25,398
1 保険料還付金	25,000	25,000	0				25,000
2 償還金	1	108,741	108,740				1
3 還付加算金	397	397	0				397

(単位：千円)

-32-

6 諸支出金

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び割引料	1	001 延滞金 延滞金 1

7 公債費

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利息及び割引料	20,000	001 一時借入金利息 20,000 一時借入金利息 20,000

款 項 目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0			500	
1 予備費	500	500	0	(他) 事務費繰入金			500 500
歳 出 合 計	255,576,378	259,480,841	3,904,463	106,885,233		0124,295,010	24,396,135

8 予備費

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		001 予備費 500 予備費 500

平成28年 2 月 定例会提出議案の概要

議案 番号	件 名	主な内容
1	専決処分について 専決第 3 号 新潟県市町村総合事務組合規約の 変更について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の一部改正に伴う該当規定等の変更並びに非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する共同処理事務に新潟県市町村総合事務組合の国に対する許可申請期限までに変更する必要があることから専決処分としたもの
2	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	平成28年度及び平成29年度の保険料について、所得割率及び均等割額を定めるとともに、国の軽減判定基準の見直しに伴い、保険料軽減対象を拡充するため、所要の改正を行うもの
3	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について	基金事業が平成27年度で終了することに伴い、基金事業の精算が完了する平成27年度出納整理期間末日に失効日を改めるもの
4	新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部改正について	行政不服審査法の一部改正に伴う関係条例の改正を行うもの 行政手続条例 情報公開条例 情報公開・個人情報保護審査会条例 個人情報保護条例
5	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の一部改正に伴い該当規定等の改正を行うもの
6	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	地方公務員法の一部改正に伴い該当規定の改正を行うもの
7	新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について	地方公務員法の一部改正に伴う該当規定の改正及び職員以外の者に対する旅費の規定を加えるもの
8	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について	医療財政調整交付金の精算及び給与改定に伴う特別会計事務費繰出金の追加等について補正するもの 【補正前】 1,297,764千円 【補正額】 12,503千円 【補正後】 1,310,267千円
9	平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について	前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加及び療養給付費の減額等について補正するもの 【補正前】 266,881,294千円 【補正額】 27,371千円 【補正後】 266,908,665千円
10	平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について	歳入歳出総額 976,947千円
11	平成28年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について	歳入歳出総額 255,576,378千円 （一時借入金限度額 20,000,000千円）

議案第 1 号関係

専決第 3 号

新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第 1 号関係資料

議案第 1 号 専決処分について

専決第 1 号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について

1 規約変更の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び地方公務員法の一部改正に伴う該当規定等の変更並びに非常勤職員に対する公務災害の補償等に関する共同処理事務に新発田市が追加加入することに伴い、構成団体である本広域連合においても新潟県市町村総合事務組合の規約の変更について議決が必要であるため。

2 専決処分とした理由

当該規約の変更に際し、新潟県市町村総合事務組合では、構成団体の規約改正を受け、国・県への許可手続きが必要となり、期限を平成 27 年 1 月 28 日としていることから、この期限において広域連合議会の招集が困難であったため。

以上の理由により、平成 27 年 1 月 2 日付けで専決処分を行ったもの。

議案第 1 号関係

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

新旧対照表

新	旧																								
(選挙管理委員会) 第 12 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）第 14 条第 2 項に規定する選挙管理委員会は、<u>教育委員会教育長</u>の属する市町村の選挙管理委員会とする。 別表第 1（第 2 条関係）（略） 別表第 2（第 3 条関係） <table><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村等</th></tr><tr><td>1 ～ 3 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 地方公務員法第 17 条の 2 第 2 項に規定する職員の<u>採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験</u>のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td><td><u>新発田市、</u>小千谷市（略）</td></tr><tr><td>7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</td><td>三条市、<u>新発田市、</u>小千谷市（略）</td></tr></table>	共同処理する事務	組合市町村等	1 ～ 3 （略）	（略）	4 地方公務員法第 17 条の 2 第 2 項に規定する職員の <u>採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験</u> のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）	5 （略）	（略）	6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	<u>新発田市、</u> 小千谷市（略）	7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	三条市、 <u>新発田市、</u> 小千谷市（略）	(選挙管理委員会) 第 12 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 221 号）第 14 条第 2 項に規定する選挙管理委員会は、<u>教育委員会委員長</u>の属する市町村の選挙管理委員会とする。 別表第 1（第 2 条関係）（略） 別表第 2（第 3 条関係） <table><tr><th>共同処理する事務</th><th>組合市町村等</th></tr><tr><td>1 ～ 3 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>4 地方公務員法第 17 条第 4 項に規定する職員の<u>採用及び昇任試験</u>のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの</td><td>（略）</td></tr><tr><td>5 （略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務</td><td>小千谷市（略）</td></tr><tr><td>7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償</td><td>三条市、小千谷市（略）</td></tr></table>	共同処理する事務	組合市町村等	1 ～ 3 （略）	（略）	4 地方公務員法第 17 条第 4 項に規定する職員の <u>採用及び昇任試験</u> のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）	5 （略）	（略）	6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	小千谷市（略）	7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	三条市、小千谷市（略）
共同処理する事務	組合市町村等																								
1 ～ 3 （略）	（略）																								
4 地方公務員法第 17 条の 2 第 2 項に規定する職員の <u>採用試験及び同法第 21 条の 4 第 1 項に規定する昇任試験</u> のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）																								
5 （略）	（略）																								
6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	<u>新発田市、</u> 小千谷市（略）																								
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	三条市、 <u>新発田市、</u> 小千谷市（略）																								
共同処理する事務	組合市町村等																								
1 ～ 3 （略）	（略）																								
4 地方公務員法第 17 条第 4 項に規定する職員の <u>採用及び昇任試験</u> のうち組合市町村等の任命権者の指定したもの	（略）																								
5 （略）	（略）																								
6 地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 69 条及び第 70 条に規定する非常勤の職員に対する公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	小千谷市（略）																								
7 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和 32 年法律第 143 号）第 2 条に規定する公立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償	三条市、小千谷市（略）																								

新		旧	
8～16 (略)	(略)	8～16 (略)	(略)

附 則
この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 2 号関係資料

議案第 2 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率の改定並びに低所得者の保険料負担を軽減するため保険料軽減対象を拡大する。

2 条例改正の概要

(1) 保険料率の改定 (第 9 条及び第 10 条)

平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率について、平成 26 年度及び平成 27 年度の保険料率に据え置く。

均等割額：35,300 円（現行と同じ）

所得割率：7.15%（現行と同じ）

(2) 5 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 26 万円から 26 万 5 千円に引き上げる。

(3) 2 割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を 47 万円から 48 万円に引き上げる。

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

平成28年度及び平成29年度の保険料率について

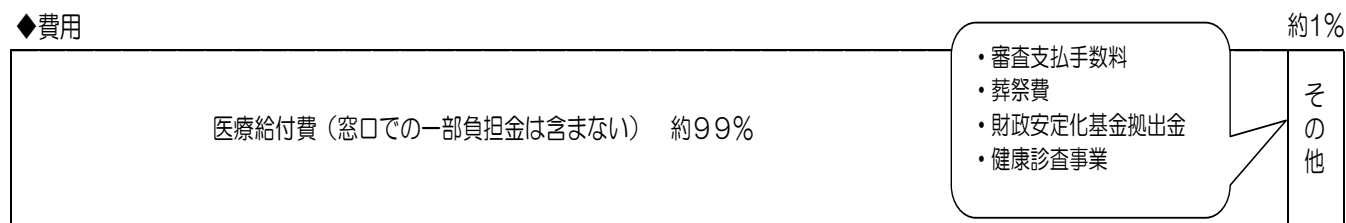
■概要

- ・後期高齢者医療制度では、財政の均衡を保つため、概ね2年に一度、保険料率の見直しを行うこととされており、今年度は平成28年度及び平成29年度の保険料率の改定時期にあたります。（高齢者の医療の確保に関する法律第104条）
- ・今回の料率改定は制度開始から4回目の見直しとなります。

■医療費と財源

- ・高齢者の医療費の財源について、約5割を公費、約4割を若い世代の保険料、残りの約1割を被保険者である高齢者の保険料とすることにより、それぞれの負担割合を明確なものとしています。
- ・保険料は、若い世代が減少することを踏まえ、若い世代と高齢者の負担の均衡を図るため、2年ごとに見直しを行います。

◆費用



◆財源

公費負担 50%				後期高齢者交付金 39.01%	10.99% (高齢者負担率)
国 定率負担 3/6 (25%)	調整 交付金 1/6 (8.3%)	県 定率負担 1/6 (8.3%)	市町村 定率負担 1/6 (8.3%)	若年者の支援金 (0～74歳まで)	保険料

↓
全国の広域連合間における所得の不均衡
による賦課水準を是正するために国から
配分されます。

■保険料率の推移

- 新潟県では、制度開始当初から保険料率を据え置いており、全国で最も低い保険料率となっております。
- 新潟県 均等割額 35,300 円 所得割率 7.15%

		平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	全国平均	41,700円	43,600円	44,980円
	新潟県	35,300円 (47位)	35,300円 (47位)	35,300円 (47位)
	上位	1位 (福岡県) 52,213円	(福岡県) 55,045円	(福岡県) 56,584円
		2位 (大阪府) 49,036円	(大阪府) 51,828円	(大阪府) 52,607円
		3位 (高知県) 48,931円	(高知県) 51,793円	(佐賀県) 51,800円
	下位	45位 (長野県) 36,225円	(千葉県) 37,400円	(静岡県) 38,500円
		46位 (岩手県) 35,800円	(岩手県) 35,800円	(岩手県) 38,000円
		47位 新潟県	新潟県	新潟県
所得割率	全国平均	7.88%	8.55%	8.88%
	新潟県	7.15% (42位)	7.15% (46位)	7.15% (47位)
	上位	1位 (北海道) 10.28%	(福岡県) 10.88%	(福岡県) 11.47%
		2位 (福岡県) 9.87%	(北海道) 10.61%	(北海道) 10.52%
		3位 (大阪府) 9.34%	(高知県) 10.35%	(大阪府) 10.41%
	下位	45位 (長野県) 6.89%	(千葉県)・(長野県) 7.29%	(青森県) 7.41%
		46位 (三重県) 6.83%	新潟県	(岩手県) 7.36%
		47位 (岩手県) 6.62%	(岩手県) 6.62%	新潟県
1人当たり 平均保険料額 (軽減後・年額)	全国平均	62,988円	66,828円	68,016円
	新潟県	43,140円 (42位)	43,512円 (43位)	42,972円 (43位)
	上位	1位 (東京都) 86,568円	(東京都) 92,952円	(東京都) 97,104円
		2位 (神奈川県) 84,972円	(神奈川県) 89,160円	(神奈川県) 90,168円
		3位 (大阪府) 79,668円	(大阪府) 83,988円	(大阪府) 83,976円
	下位	45位 (青森県) 39,864円	(青森県) 39,972円	(岩手県) 40,116円
		46位 (岩手県) 37,764円	(秋田県) 39,828円	(青森県) 39,588円
		47位 (秋田県) 37,212円	(岩手県) 37,704円	(秋田県) 38,460円

■保険料率の算定方法

- ・医療給付費や被保険者数の見込みなどをこれまでの実績から算出し、国から示された高齢者負担率等の数値を使用して、平成 28 年度及び平成 29 年度の保険料率を算定します。

■算定条件

- ・保険料の高齢者負担率.....10.99%
- ・被保険者数の伸び率見込み.....1.62%
- ・1 人当たり医療給付費の伸び率見込み.....1.14%
- ・診療報酬改定の影響.....▲1.03%

■保険料抑制のための財源

- ・剰余金の活用.....42億円
- ・県財政安定化基金の活用.....14億円

■算定結果

(1) 収支の見込み

支出5,090億円 収入5,090億円		支出5,158億円 収入5,158億円	
医療給付費 5,048億円 (99%)	保険料など 487億円(10%)	医療給付費 5,115億円 (99%)	保険料 447億円(10%)
	公費負担金 2,520億円 (50%)		剰余金42億円 基金 14億円
	支援金 2,078億円 (40%)		公費負担金 2,561億円 (50%)
その他 42億円 葬祭費、審査手数料等	第三者ほか5億円	その他 43億円 葬祭費、審査手数料等	支援金 2,088億円 (40%)
		保険料440億円 剰余金41億円 基金6億円	

平成26・27年度算定時

平成28・29年度(今回算定)

(2) 新保険料率 (案)

現行の保険料率

均等割額 35,300円

所得割率 7.15%

平均保険料 40,330円

(軽減後(H27年度確定賦課時点))



新保険料率(案)

均等割額 35,300円… 据え置き

所得割率 7.15%… 据え置き

平均保険料 41,556円… 1,226円 増

(軽減後)

保険料軽減対象の拡充について

■趣 旨

国の軽減判定基準の見直しに伴い、低所得者の負担軽減の観点から、保険料軽減の対象を拡充する。

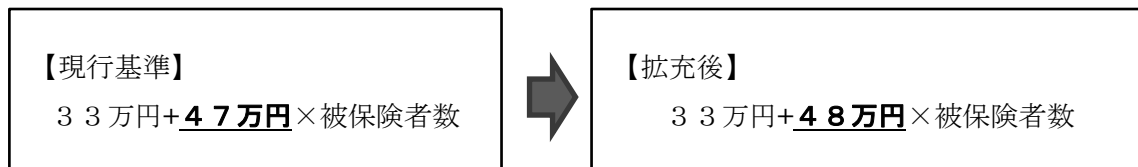
■軽減拡充の内容

均等割額を減額する基準（５割軽減及び２割軽減の対象世帯に係る所得判定基準）を変更し、保険料軽減の対象を拡充する。

（１）５割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を２６万５千円に引き上げる。



（２）２割軽減の基準について、被保険者に乗する金額を４８万円に引き上げる。



■軽減拡充に係る対象者数の推計

５割軽減拡充対象者数	２割軽減拡充対象者数
７５３人	４８４人

■施行年月日

平成２８年４月１日施行（平成２８年度以降の保険料から適用）

議案第 2 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 条例第 3 3 号	新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 平成 1 9 年 1 1 月 2 7 日 条例第 3 3 号
(所得割率) 第 9 条 <u>平成 2 8 年度及び平成 2 9 年度</u> の所得割率は、0. 0 7 1 5 とする。 (均等割額) 第 1 0 条 <u>平成 2 8 年度及び平成 2 9 年度</u> の均等割額は、3 5, 3 0 0 円とする。	(所得割率) 第 9 条 <u>平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度</u> の所得割率は、0. 0 7 1 5 とする。 (均等割額) 第 1 0 条 <u>平成 2 6 年度及び平成 2 7 年度</u> の均等割額は、3 5, 3 0 0 円とする。
(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第 1 5 条 (略) (1) (略) (1) の 2 (略) (2) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>2 6 万 5 千円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>4 8 万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額 (4) (略)	(所得の少ない者に係る保険料の減額) 第 1 5 条 (略) (1) (略) (1) の 2 (略) (2) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>2 6 万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 5 を乗じて得た額 (3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がなされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>4 7 万円</u> を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 1 0 分の 2 を乗じて得た額 (4) (略)

新	旧
2 ～ 3 （略）	2 ～ 3 （略）

- 附 則
(施行期日等)
- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 改正後の新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 2 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を
改正する条例

議案第 3 号関係資料

議案第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金 条例の一部改正について

1 一部改正の理由

当基金事業が平成 27 年度末をもって終了することに伴い、当該基金条例の失効期日を平成 27 年度出納整理期間末日とするもの。

2 条例改正の概要

失効期日を平成 27 年度末日から平成 27 年度出納整理期間末日とする。

3 施行日

公布の日

議案第 3 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>平成 2 8 年 5 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。 (基金残額の返還) 3 前項の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。 (この条例の失効) 2 この条例は、<u>平成 2 8 年 3 月 3 1 日</u>限り、その効力を失う。 (基金残額の返還) 3 前項の場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を
改正する条例

新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第 4 号関係資料

議案第 4 号 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 28 年 4 月 1 日に施行される行政不服審査法の一部改正に伴い当広域連合関係条例の所定の改正を行うもの。

2 該当条例

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報審査会条例
新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

3 条例改正の概要

- (1) 現行法の法律番号を改正（全条例共通）
- (2) 「審査請求」「裁決」等用語の一元化（全条例共通）
- (3) 不作為事件を審査会の諮問対象に追加（情報公開条例、個人情報保護条例）
- (4) 審理員による審理手続等に関する規定を適用除外（情報公開条例、個人情報保護条例）
- (5) 審査会に提出された意見書等に係る対応方法を追加（情報公開・個人情報保護審査会条例）

4 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

議案第 4 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例等の一部を改正する条例

新旧対照表

第 1 条 新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 1 9 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 6 号	新潟県後期高齢者医療広域連合行政手続条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 6 号
(適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章の 2 までの規定は、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 審査請求その他の不服申立に対する行政庁の裁決その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導	(適用除外) 第 3 条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第 4 章の 2 までの規定は、適用しない。 (1)～(7) (略) (8) 審査請求、 <u>異議申立て</u> その他の不服申立に対する行政庁の裁決、 <u>決定</u> その他の処分の手続又は第 3 章に規定する聴聞若しくは弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導
(聴聞の主宰) 第 1 9 条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) (略) (4) 前 3 号に規定する者であった者 (5)・(6) (略)	(聴聞の主宰) 第 1 9 条 聴聞は、行政庁が指名する職員その他規則で定める者が主宰する。 2 次の各号のいずれかに該当する者は、聴聞を主宰することができない。 (1)～(3) (略) (4) 前 3 号に規定する者であった <u>ことのある者</u> (5)・(6) (略)

第 2 条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成 1 9 年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 7 号	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 7 号
目次 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）	目次 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）

新	旧
第2章 行政文書の開示（第5条—第19条） 第3章 審査請求等（第20条—第22条） 第4章 雑則（第23条—第27条） 附則 <u>第3章 審査請求等</u> （審査会への諮問等） 第20条 <u>開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。</u> <u>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</u> <u>3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</u> <u>4 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u> （諮問をした旨の通知） 第21条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この条及び次条において同じ。）</u> (2) <u>開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該審査請求に係る行政文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> <u>（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）</u> 第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u>	第2章 行政文書の開示（第5条—第19条） 第3章 <u>不服申立て等</u>（第20条—第22条） 第4章 雑則（第23条—第27条） 附則 <u>第3章 不服申立て等</u> （審査会への諮問等） 第20条 <u>開示決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第22条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る行政文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u> <u>2 前項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、同項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重し、速やかに当該不服申立てに対する決定をしなければならない。</u> （諮問をした旨の通知） 第21条 諮問実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人及び参加人</u> (2) <u>開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u> <u>（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）</u> 第22条 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。 (1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u>

新	旧
(2) <u>審査請求</u> に係る開示決定等（ <u>開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。</u> ）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を開示する旨の <u>裁決</u> （第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）	(2) <u>不服申立て</u> に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の <u>決定</u> （第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第3条 新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第8号）の一部を次のように改正する。

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号	新潟県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例 平成19年3月1日 条例第8号
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>保有個人情報</u> 個人情報保護条例第2条第5号に規定する保有個人情報をいう。 (所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 情報公開条例第20条第1項に規定する <u>審査請求</u> に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。 (2) 個人情報保護条例第33条に規定する <u>審査請求</u> に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。 (3)～(5) (略) (審査会の調査の権限) 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、 <u>審査請求</u> に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、 <u>審査請求</u> のあった <u>裁決</u> に係る行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は <u>保有個人情報</u> の開示を求めることができない。 2 (略) 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、 <u>審査請求</u> のあつ	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) <u>個人情報</u> 個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。 (所掌事務) 第3条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。 (1) 情報公開条例第20条に規定する <u>不服申立て</u> に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。 (2) 個人情報保護条例第33条に規定する <u>不服申立て</u> に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。 (3)～(5) (略) (審査会の調査の権限) 第8条 審査会は、必要があると認めるときは、 <u>不服申立て</u> に係る事件について諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、 <u>不服申立て</u> のあった <u>決定</u> に係る行政文書又は <u>個人情報</u> の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は <u>個人情報</u> の開示を求めることができない。 2 (略) 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、 <u>不服申立て</u> のあつ

新	旧
た<u>裁決</u>に係る行政文書又は保有<u>個人情報</u>の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第13条第3項において同じ。）又は諮問実施機関（以下「<u>審査請求人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u> （意見の陳述等） 第9条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申出があったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （意見書等の提出等） 第10条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 （提出資料の写しの送付等） 第11条 審査会は、<u>第8条第3項、第4項若しくは前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</u> 2 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（<u>電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの</u>の閲覧）又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。 3 審査会は、<u>第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧若しくは</u>	た<u>決定</u>に係る行政文書又は<u>個人情報</u>の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「<u>不服申立人等</u>」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u> （意見の陳述等） 第9条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申出があったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。 （意見書等の提出等） 第10条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 2 <u>審査会は、前項の規定により不服申立人等から意見書又は資料が提出された場合には、不服申立人等（当該意見書又は資料を提出したものを除く。）にその旨を通知するよう努めるものとする。</u> （提出資料の閲覧） 第11条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は複写を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は複写を拒むことができない。

新	旧
<u>複写をさせようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは複写に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> 4 審査会は、<u>第2項</u>の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。 （調査審議手続の非公開） 第12条 審査会の行う<u>審査請求</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 （答申） 第13条 （略） 2 （略） 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。	2 審査会は、<u>前項</u>の規定による閲覧又は複写について、日時及び場所を指定することができる。 （調査審議手続の非公開） 第12条 審査会の行う<u>不服申立て</u>に係る調査審議の手続は、公開しない。 （答申） 第13条 （略） 2 （略） 3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第4条 新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第9号）の一部を次のように改正する。

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条） 第3章 個人情報の開示請求等の権利 第1節 開示請求権（第13条—第24条） 第2節 訂正請求権（第25条—第28条） 第3節 利用停止等請求権（第29条—第32条） 第4章 <u>審査請求等</u>（第33条—第35条） 第5章 雑則（第36条—第42条） 第6章 罰則（第43条—第48条） 附則 （事案の移送） 第27条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他	新潟県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 平成19年3月1日 条例第9号 目次 第1章 総則（第1条—第5条） 第2章 個人情報の適正な取扱いの確保（第6条—第12条） 第3章 個人情報の開示請求等の権利 第1節 開示請求権（第13条—第24条） 第2節 訂正請求権（第25条—第28条） 第3節 利用停止等請求権（第29条—第32条） 第4章 <u>不服申立て等</u>（第33条—第35条） 第5章 雑則（第36条—第42条） 第6章 罰則（第43条—第48条） 附則 （事案の移送） 第27条の3 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第22条の3第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他

新	旧
他の実施機関において<u>訂正請求に対する決定等</u>をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての<u>訂正請求に対する決定等</u>をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。 3 (略) (訂正決定等の期限) 第28条 第27条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 (略) (保有特定個人情報の利用停止等の請求) 第29条の2 (略) 2 第13条第2項の規定は、<u>利用停止等請求</u>について準用する。 <u>第4章 審査請求等</u> (審査請求があった場合の手続) 第33条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u> (3) <u>裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとするとき。</u>	他の実施機関において<u>訂正決定等</u>をすることにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての<u>訂正決定等</u>をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。 3 (略) (訂正決定等の期限) 第28条 前条第1項及び第2項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第26条第3項において準用する第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 (略) (保有特定個人情報の利用停止等の請求) 第29条の2 (略) 2 第13条第2項の規定は、<u>利用停止請求</u>について準用する。 <u>第4章 不服申立て等</u> (不服申立てがあった場合の手続) 第33条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等について、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに審査会に諮問しなければならない。</u> (1) <u>不服申立てが不適法であり、却下するとき。</u> (2) <u>決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u> (3) <u>決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部の訂正をすることとするとき。</u>

新	旧
<u>(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止等を行うこととするとき。</u> 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。 3 <u>第1項の審査請求については、行政不服審査法第9条第1項、第17条、第24条、第2章第3節及び第4節並びに第50条第2項の規定は、適用しない。</u> (諮問をした旨の通知) 第34条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この条及び次条第2号において同じ。）</u> (2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</u> (<u>第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続</u>) 第35条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。 (1) <u>開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決</u> (2) <u>審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u>	<u>(4) 決定で、不服申立てに係る利用停止等決定等（利用停止等請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部の利用停止等を行うこととするとき。</u> 2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに当該不服申立てに対する決定を行わなければならない。 (諮問をした旨の通知) 第34条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1) <u>不服申立人及び参加人</u> (2) <u>開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u> (3) <u>当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）</u> (<u>第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続</u>) 第35条 第21条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。 (1) <u>開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定</u> (2) <u>不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</u>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 5 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号関係資料

議案第 5 号 新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 28 年 4 月 1 日に施行される地方公務員法及び行政不服審査法の一部改正に伴う所定の改正を行うもの。

2 条例改正の概要

(1) 人事評価制度の導入に伴う報告事項の改正

(2) 公平委員会への報告事項に係る用語を改正

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

議案第 5 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 1 1 号	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 1 1 号
(報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) (2) <u>職員の人事評価の状況</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) 職員の研修の状況 (8) (略) (9) (略)	(報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならぬ事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 職員の研修 <u>及び勤務成績の評定</u> の状況 (7) (略) (8) (略)
(公平委員会の報告事項) 第 5 条 前条の規定により、公平委員会に対し求める報告事項は、次に掲げる事項とする。 (1) (略) (2) 不利益処分に関する <u>審査請求</u> の状況	(公平委員会の報告事項) 第 5 条 前条の規定により、公平委員会に対し求める報告事項は、次に掲げる事項とする。 (1) (略) (2) 不利益処分に関する <u>不服申立て</u> の状況

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を
改正する条例

議案第 6 号関係資料

議案第 6 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 28 年 4 月 1 日に施行される地方公務員法の一部改正に伴う所定の
改正を行うもの。

2 条例改正の概要

条項名を改正

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

議案第 6 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 1 6 号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 4 条第 5 項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの とする。	新潟県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 1 6 号 (趣旨) 第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 4 条第 6 項</u> の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるもの とする。

附 則
この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 7 号関係

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例

議案第 7 号関係資料

議案第 7 号 新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部改正について

1 一部改正の理由

平成 28 年 4 月 1 日に施行される地方公務員法の一部改正に伴う所定の改正を行うとともに、新潟県の同規定との整合性をとる整備を行うもの。

2 条例改正の概要

(1) 条項名を改正

(2) 職員以外の者が広域連合の依頼に基づき出張した際の規定を追加

(3) 自家用車を使用した際の車賃規定を改定

3 施行日

平成 28 年 4 月 1 日

新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新		旧	
新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 2 0 号		新潟県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例 平成 1 9 年 3 月 1 日 条例第 2 0 号	
(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 4 条第 5 項</u> の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員 <u>又は職員以外の者</u> の旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。		(目的) 第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定により準用する同法第 2 0 4 条第 3 項及び地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号） <u>第 2 4 条第 6 項</u> の規定に基づき、新潟県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員の旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。	
(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて <u>旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行</u> することをいう。 (2)・(3) (略) 2 (略) (旅費の支給) 第 3 条 職員が出張した場合 <u>又は職員以外の者が広域連合の依頼に応じ、出張した場合</u> には、当該職員等に対し、旅費を支給する。 2 ～ 7 (略) <u>8 第 1 項の規定により、職員以外の者が出張した際に支給する旅費については、この条例による職員の旅費との均衡を考慮し規則で定める。</u>		(定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。 (2)・(3) (略) 2 (略) (旅費の支給) 第 3 条 職員が出張した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。 2 ～ 7 (略)	
(車賃) 第 1 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行した場合の車賃の額は、1 キロメートルにつき <u>2 2 円</u> とする。この場合において、公務上の必要により有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担するときの車賃の額は、その実費額を加算した額とする。		(車賃) 第 1 6 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行した場合の車賃の額は、1 キロメートルにつき <u>2 0 円</u> とする。この場合において、公務上の必要により有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担するときの車賃の額は、その実費額を加算した額とする。	

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号関係

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）

議案第 8 号関係資料

議案第 8 号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算
(第 2 号について)

【補正額】 12,503千円 追加

【補正理由】 医療財政調整交付金の精算及び給与改定に伴う特別会計事務費繰出金に係る経費等について補正するもの

【歳入予算】 (予算書 5 頁及び 6 頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
分担金及び負担金	974,316	△ 24,378	949,938	・ 共通経費負担金 △ 24,378
繰越金	77,563	36,830	114,393	・ 前年度繰越金 36,830
諸収入	150,951	51	151,002	・ 特別対策補助金精算金 51
補正されなかった款にかかる額	94,934		94,934	
歳入合計	1,297,764	12,503	1,310,267	

【歳出予算】 (予算書 7 頁及び 8 頁) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	説 明
総務費	1,296,375	12,503	1,308,878	○ 一般管理費 12,503 ・ 償還金 (H23-H26実績精算分) 医療財政調整交付金 (特別調整交付金) 4,231 ・ 特別会計事務費繰出金 8,272
補正されなかった款にかかる額	1,389		1,389	
歳出合計	1,297,764	12,503	1,310,267	

平成27年度 広域連合共通経費負担金内訳資料

（単位：千円）

	市町村	共通経費負担金		
		補正前	補正額	補正後
1	新潟市	284,003	△ 4,999	279,004
2	長岡市	106,243	△ 2,855	103,388
3	三条市	40,820	△ 931	39,889
4	柏崎市	37,484	△ 1,105	36,379
5	新発田市	41,233	△ 1,074	40,159
6	小千谷市	17,900	△ 480	17,420
7	加茂市	14,843	△ 426	14,417
8	十日町市	27,581	△ 896	26,685
9	見附市	18,700	△ 408	18,292
10	村上市	30,351	△ 917	29,434
11	燕市	32,640	△ 595	32,045
12	糸魚川市	22,975	△ 706	22,269
13	妙高市	17,384	△ 542	16,842
14	五泉市	24,387	△ 796	23,591
15	上越市	78,695	△ 2,013	76,682
16	阿賀野市	20,394	△ 614	19,780
17	佐渡市	31,296	△ 1,236	30,060
18	魚沼市	19,215	△ 671	18,544
19	南魚沼市	26,187	△ 764	25,423
20	胎内市	15,187	△ 412	14,775
21	聖籠町	7,993	△ 158	7,835
22	弥彦村	6,274	△ 170	6,104
23	田上町	7,884	△ 168	7,716
24	阿賀町	9,695	△ 386	9,309
25	出雲崎町	5,555	△ 204	5,351
26	湯沢町	6,525	△ 158	6,367
27	津南町	8,255	△ 265	7,990
28	刈羽村	5,063	△ 144	4,919
29	関川村	6,122	△ 204	5,918
30	粟島浦村	3,434	△ 83	3,351
合 計		974,316	△ 24,378	949,938
広域連合予算額		974,316	△ 24,378	949,938

議案第 9 号関係

平成 2 7 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計
補正予算（第 2 号）

議案第9号関係資料

議案第9号 平成27年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
特別会計補正予算（第2号）について

【補正額】 27,371千円 追加

【補正理由】 前年度繰越金の確定に伴う医療財政調整基金積立金の追加及び療養給付費の減額等について補正するもの

【歳入予算】（予算書5頁及び6頁）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説 明
県支出金	21,615,844	△ 300,000	21,315,844	・ 県財政安定化基金交付金 △ 300,000
繰入金	2,986,586	8,272	2,994,858	・ 事務費繰入金 8,272
繰越金	6,973,314	319,099	7,292,413	・ 前年度繰越金 319,099
補正されなかった 款にかかる額	235,305,550		235,305,550	
歳入合計	266,881,294	27,371	266,908,665	

【歳出予算】（予算書7頁から12頁）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	説 明
総務費	1,354,641	318,417	1,673,058	○業務一般管理費 8,272 ・ 派遣職員人件費等負担金 ○医療財政調整基金経費 310,145 ・ 医療財政調整基金積立金
保険給付費	257,816,168	△ 300,000	257,516,168	○療養給付費 △ 300,000 ・ 療養給付費
諸支出金	7,080,580	8,954	7,089,534	○償還金 8,954 ・ 保険料還付金 7,800 ・ 医療財政調整交付金 (H26特別調整交付金) 554 ・ 還付加算金 600
補正されなかった 款にかかる額	629,905		629,905	
歳出合計	266,881,294	27,371	266,908,665	

議案第 1 0 号関係

平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

平成28年度予算における市町村共通経費負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	共通経費負担金
1	新潟市	285,893
2	長岡市	105,941
3	三条市	40,874
4	柏崎市	37,278
5	新発田市	41,151
6	小千谷市	17,850
7	加茂市	14,773
8	十日町市	27,344
9	見附市	18,744
10	村上市	30,161
11	燕市	32,836
12	糸魚川市	22,819
13	妙高市	17,258
14	五泉市	24,173
15	上越市	78,575
16	阿賀野市	20,268
17	佐渡市	30,802
18	魚沼市	19,001
19	南魚沼市	26,050
20	胎内市	15,139
21	聖籠町	8,029
22	弥彦村	6,255
23	田上町	7,906
24	阿賀町	9,539
25	出雲崎町	5,483
26	湯沢町	6,524
27	津南町	8,187
28	刈羽村	5,040
29	関川村	6,064
30	粟島浦村	3,434
合 計		973,393
連合予算額		973,393

議案第 1 1 号関係

平成 2 8 年度新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度予算における市町村療養給付費負担金・保険料等負担金見込一覧

（単位：千円）

No.	市町村名	療養給付費負担金 【A】	保険料等負担金	
			（保険料軽減分） 【B】 ※保険基盤安定制度分	（徴収分） 【C】
1	新潟市	6,431,469	1,423,709	5,608,667
2	長岡市	2,232,721	584,978	1,780,289
3	三条市	814,555	229,566	646,201
4	柏崎市	814,522	201,069	610,264
5	新発田市	788,714	229,365	602,015
6	小千谷市	367,152	90,352	221,715
7	加茂市	279,279	75,716	187,208
8	十日町市	507,772	180,420	331,240
9	見附市	366,551	96,249	231,602
10	村上市	765,987	196,674	402,835
11	燕市	603,391	171,141	509,527
12	糸魚川市	522,362	127,622	374,484
13	妙高市	359,440	85,207	244,263
14	五泉市	477,336	144,385	284,509
15	上越市	1,726,197	429,287	1,281,990
16	阿賀野市	409,428	115,581	192,254
17	佐渡市	751,925	232,102	408,623
18	魚沼市	338,047	107,213	211,936
19	南魚沼市	487,306	138,809	311,266
20	胎内市	314,664	77,254	170,696
21	聖籠町	107,521	26,771	41,418
22	弥彦村	56,941	16,806	42,698
23	田上町	96,635	28,853	67,141
24	阿賀町	182,611	58,598	88,400
25	出雲崎町	58,468	17,829	34,599
26	湯沢町	64,961	20,107	65,283
27	津南町	127,500	39,928	69,287
28	刈羽村	44,229	10,061	27,164
29	関川村	96,198	24,354	30,625
30	粟島浦村	5,117	1,807	2,876
合 計		20,198,999	5,181,813	15,081,075
連合予算額		20,198,999	20,262,888	

